

低所得者に対する国保税軽減措置の拡充について

世帯主と被保険者の前年所得の合計額が、一定額以下の世帯に対して「均等割」及び「平等割」の税額の負担を軽減される対象が下記のとおり拡大されます。

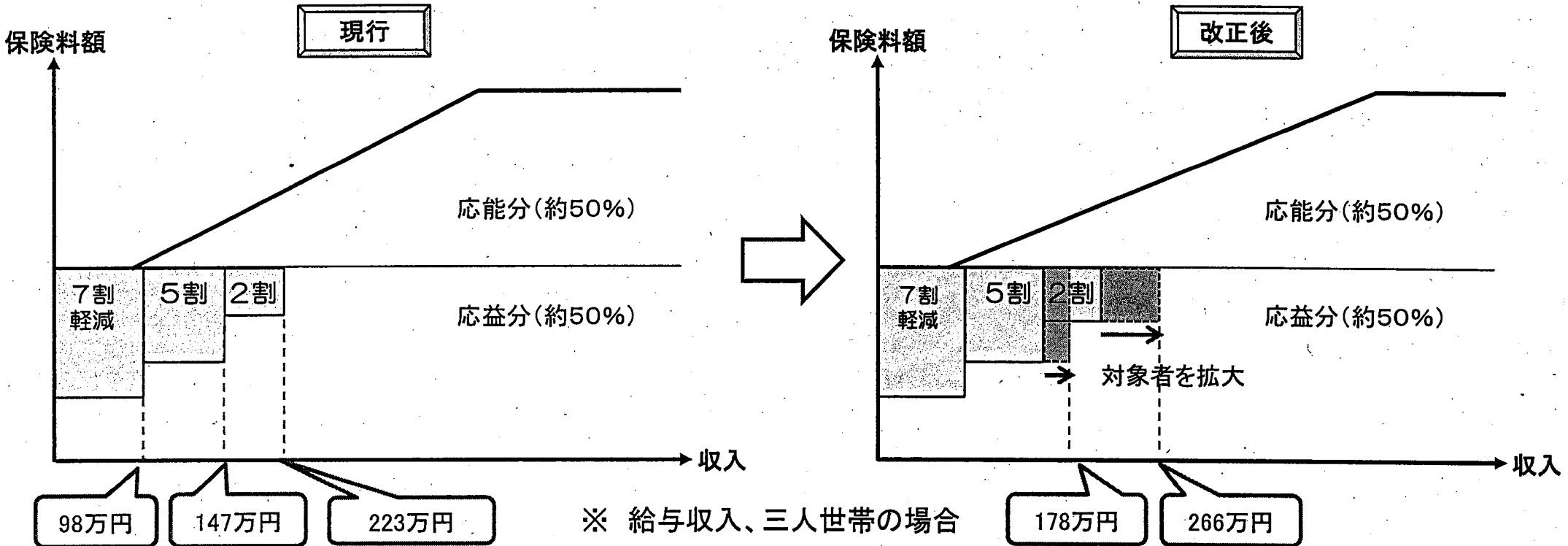
モデルケース：3人世帯(夫婦40歳、子1人)で夫の給与収入のみの場合

軽減内容	平成25年度まで		平成26年度から	
	所得	給与収入	所得	給与収入
7割軽減判定基準額	33万円以下	98万円以下	33万円以下	98万円以下
5割軽減判定基準額	33万円+24.5万円 ×(世帯主を除く被保険者数)	147万円以下	33万円+24.5万円 ×(被保険者数)	178万円以下
2割軽減判定基準額	33万円+35万円 ×(被保険者数)	223万円以下	33万円+45万円 ×(被保険者数)	266万円以下

国民健康保険・後期高齢者医療の低所得者の保険料軽減措置の拡充

○ 国民健康保険・後期高齢者医療の保険料の軽減判定所得の基準を見直し、保険料の軽減対象を合計約500万人拡大する。

<国民健康保険制度の場合> ※さらに保険料が軽減される者 約400万人(平成26年度所要額(公費):約490億円)



《具体的な内容》

① 2割軽減の拡大 ... 軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

(現行) 基準額 33万円+35万円×被保険者数 (給与収入 約223万円、3人世帯)

(改正後) 基準額 33万円+45万円×被保険者数 (給与収入 約266万円、3人世帯)

② 5割軽減の拡大 ... 現在、二人世帯以上が対象であるが、単身世帯についても対象とするとともに、軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

(現行) 基準額 33万円+24.5万円×(被保険者数-世帯主) (給与収入 約147万円、3人世帯)

(改正後) 基準額 33万円+24.5万円×被保険者数 (給与収入 約178万円、3人世帯)

(参考)

国保制度では、このほか、保険料の軽減対象者数に応じた保険者への財政支援の拡充についても今後実施する予定。

<後期高齢者医療制度の場合> ※さらに保険料が軽減される者 約110万人(平成26年度所要額(公費):約130億円)

後期高齢者医療制度においても同様の見直しを行う